

別紙12

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (抄)
(傍線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(別添)</p> <p>第一 福祉用具</p> <p>1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 体位変換器 貸与告示第六号に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12) 移動用リフト (つり具の部分を除く。) 貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり (つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。</p> <p>① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、<u>キャスターで床</u>を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。</p> <p>②③ (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特殊尿器 <u>尿</u>が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。</p> <p>(3) 入浴補助用具 購入告示に第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>①～⑥ (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>第一 福祉用具</p> <p>1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 体位変換器 貸与告示第六号に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位<u>又は座位</u>への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12) 移動用リフト (つり具の部分を除く。) 貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり (つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。</p> <p>① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、<u>キャスター等で床</u>又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。</p> <p>②③ (略)</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特殊尿器 <u>尿</u>又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。</p> <p>(3) 入浴補助用具 購入告示に第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>①～⑥ (略)</p>

3 (略) 第二 (略)	<p>⑦ 入浴用介助ベルト</p> <p><u>身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</u></p> <p>3 (略) 第二 (略)</p>
-----------------	---